

平成28年4月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成28年4月15日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成28年4月臨時会

日 時 平成28年4月15日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（11名）

1番 佐藤 充	2番 竹井ようこ
3番 平野ひろみ	4番 幸田 昌之
5番 尾崎 利一	6番 関田 貢
8番 中間 建二	9番 内野 直樹
10番 遠藤 政雄	11番 須藤 博
12番 比留間朝幸	

2. 欠席議員（1名）

7番 中野志乃夫

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 藤野 勝	助 役 教山裕一郎
会 計 管 理 者 長塩三千行	事 務 局 長 村上哲弥
総 務 課 長 藤野 信一	業 務 課 長 利光良平
計 画 課 長 伊藤 智	参事(施設整備) 片山 敬
参事(施設更新) 小暮与志夫	総務課長補佐 谷川 知治

議事日程（第1号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 7号 小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 8号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 第 6 議案第 9号 平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第 8 議案第11号 小平・村山・大和衛生組合行政不服審査会条例
- 第 9 議案第12号 小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

午前9時59分 開議

○議長【関田貢】 おはようございます。

議事終了後、事務報告及び議員説明会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

本日は東大和市中野議員から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会4月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

4番 幸田昌之議員

5 番 尾崎利一議員

1 2 番 比留間朝幸議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長【関田貢】 日程第3、「諸報告」を行います。

「諸報告」につきましては、平成28年2月に行いました、当衛生組合一般会計出納検査の結果でございます、お手元に配付いたしました印刷物のおりでございます。

日程第4 議案第7号 小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについて

○議長【関田貢】 日程第4、議案第7号「小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。

ただいま上程をされました議案第7号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、現在、欠員となっております小平・村山・大和衛生組合助役に、現小平市副市長の教山裕一郎氏を選任いたしたいと考え、議会の同意を賜りたく提案を申し上げます。

教山氏は、お手元の経歴書でおわかりのように、昭和52年4月に小平市役所に奉職し、36年間にわたって職員として小平市に勤務され、平成25年4月から小平市副市長に就任をされておられます。この間、平成15年4月から会

計課長、平成19年4月から財務部財政課長、平成22年4月から財務部長として、小平市の発展に深く貢献をされました。

同氏は的確な判断力と決断力を兼ね備え、指導力にもたけており、誠実な人柄が助役に選任するに最も適した方であると考え、提案申し上げるものでございます。

以上が、本案の内容でございます。

なお、ご同意を得られました場合には、本日4月15日付で選任をいたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに採決いたします。

日程第4、議案第7号「小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについて」、本案を原案のとおり同意とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再開

○議長【関田貢】 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、助役に選任されました小平市副市長教山裕一郎氏からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○助役【教山裕一郎】 皆さん、改めましておはようございます。ただいまご紹介にあずかりました教山裕一郎と申します。本日は助役選任の同意を賜りまして、まことにありがとうございます。本組合の発展のために誠心誠意尽くしてまいりたいと考えております。皆様方のご支援を賜りたく、どうぞ心よりお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ありがとうございます。

日程第5 議案第8号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長【関田貢】 日程第5、議案第8号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第8号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、専決処分を行いました「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご承認をいただくために、提案させていただくものでございます。

改正の内容は、公務員給与と地域における民間の給与水準との均衡を図るため、人事院勧告等に基づく国及び東京都の給与制度の総合的な見直しを踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正を実施したものでございます。

主な改正といたしましては、第1点目として、行政職給料表（1）及び行政

職給料表（２）について、東京都人事委員会勧告で示された給料表に準拠して改定し、実質で平均で０．１３％引き上げるものでございます。なお、給料表の改定は、平成２７年４月１日に遡及して適用いたします。

第２点目として、東京都に準じて期末・勤勉手当の年間の合計支給月数を一般職員は４．２０月分から４．３０月分に、再任用職員は２．２０月分から２．２５月分に引き上げました。

具体的には、平成２７年度は、１２月期の勤勉手当の支給月数を一般職員は０．１０月分、再任用職員は、０．０５月分引き上げました。

また、平成２８年度以降は、６月期及び１２月期の勤勉手当の支給月数を一般職員はそれぞれ０．０５月分、再任用職員は０．０２５月分引き上げました。

第３点目として、国の地域手当の支給割合の引き上げに準じて、地域手当の支給割合を引き上げました。

具体的には、平成２７年度の支給割合について、平成２７年４月１日に遡及して１４％から１５％に引き上げたほか、本則の１６％の適用を平成３０年４月１日から平成２８年４月１日に前倒して実施いたしましたところでございます。

第４点目として、改正後の地方公務員法の規定に基づき、これまで職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則で規定していた「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」として給与条例で規定したものでございます。

なお、組合が、給与制度を準拠している小平市におきましては、平成２８年３月定例会で、同様の改正を行い、３月中に施行しているところでございます。組合においても、３月３１日までに施行する必要があったことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

また、改正の内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

ただちに採決いたします。

日程第5、議案第8号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」、本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第9号 平成28年度小平・村山・大和衛生 組合一般会計補正予算（第1号）

○議長【関田貢】 日程第6、議案第9号、「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**管理者【小林正則】** ただいま上程されました議案第9号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、本年度に着手いたしますごみ焼却施設の更新計画の策定につきまして、その円滑な推進を図るために、豊富な知識、経験を有する人材を嘱託職員として採用するための補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,322万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、5款、繰入金を増額し、歳出につきましては、2款、総務費を増額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明をいたしますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**事務局長【村上哲弥】** お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

右のページ、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ322万8,000円を追加し、予算総額を17億1,322万8,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。

2款1項1目、報酬及び共済費は、嘱託職員報酬及び社会保険料等を新たに計上するものでございます。

前のページに戻りますが、5款、繰入金は、歳出補正額合計322万8,000円の財源として、財政調整基金繰入金を増額したものでございます。

今回の補正予算の経緯でございますが、昨年11月に「今後の施設整備のあり方について」が、組織市3市で了承されたことを踏まえ、「ごみ焼却施設整備基本計画策定業務委託」をはじめ、ごみ処理施設更新に向けた経費を含む、平

成 28 年度一般会計当初予算を議決いただきました。

一方、組合といたしましては、平成 27 年 12 月頃からごみ処理施設更新に向けた事業の円滑な推進を図るため、知識・経験を有する人材を探しておりましたところ、本年の 1 月末になりまして、東京二十三区清掃一部事務組合から、長年にわたり、複数のごみ焼却施設の建設・更新事業に従事した実務経験を有する職員が、本年 3 月末に退職予定であるとの話をいただきました。

すでに本年度当初予算への計上には間に合わない時期でございましたが、その後、経歴や意欲等の確認を行い、組合にぜひ必要な人材であると判断し、できる限り早期に嘱託職員として採用するため、予算の補正をお願いするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、ただちに採決いたします。

日程第 6、議案第 9 号「平成 28 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決

定いたしました。

日程第 7 議案第 10 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第 8 議案第 11 号 小平・村山・大和衛生組合行政不服審査会条例

○議長【関田貢】 日程第 7、議案第 10 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」及び日程第 8、議案第 11 号「小平・村山・大和衛生組合行政不服審査会条例」、以上 2 件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 10 号及び議案第 11 号につきましては、関連するものでございますので、一括して説明を申し上げます。

本案は、不服申立制度の見直しを内容とする行政不服審査法の全部改正により、不服申立てが審査請求に一元化されることなどに伴い、3つの条例の整備等を行う条例を制定するほか、審査請求に対する裁決を行う審査庁からの諮問事項を処理する機関の設置が法律に規定されたことに伴い、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、議案第 10 号の第 1 点目は、小平・村山・大和衛生組合情報公開条例につきまして、現行の「小平・村山・大和衛生組合情報公開審査会」を行政不服審査法に基づく審査請求に係る諮問事項を処理する機関として位置づけ、名称を「小平・村山・大和衛生組合行政不服審査会」に改めるとともに、当該審査会が直接審理手続を行うことから、行政不服審査法の審

理員に関する規定を適用除外とするものがございます。

また、改正後の行政不服審査法の規定及び議案第11号の条例の規定と重複することとなる規定を条例から削除するとともに、不服申立てが審査請求に一元化されることに伴う用語の整理等を行うものがございます。

第2点目は、小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例及び小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例につきまして、用語の整理及び条例で引用している法律の規定の条の整理を行うものがございます。

なお、これらの整備等に伴い、必要となる経過措置につきまして、附則に規定をいたします。

議案第11号につきましては、小平・村山・大和衛生組合行政不服審査会の組織及び運営に関する事項につきまして、行政不服審査法の規定に基づき、必要な事項を定める条例を制定するものがございます。

また、「小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬等及び費用弁償等に関する条例」中にごございます「小平・村山・大和衛生組合情報公開審査会」の名称を「小平・村山・大和衛生組合行政不服審査会」に改めることを附則に規定いたします。

施行期日につきましては、公布の日からとし、本年4月1日からの適用を予定いたしております。

以上が、2議案の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○3番【平野ひろみ】 ご説明ありがとうございました。行政不服審査法の全部改正によるということですが、言葉も変わるということで、情報公開から行政不服審査に変わるということで、この変更によって市民にとってのメリットが何かあるのかどうか、変わる部分について、もう少し具体的に教えていただければと思います。1点です。

○総務課長【藤野信一】 請求する方にとってのメリットということですが、行政不服審査法が改正されて、従前は処分があった日から60日以内に請求することになっておりましたが、これが3カ月に延長されたことなどが主なメリットでございます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

採決につきましては、議案ごとに行います。最初に、議案第10号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「小平・村山・大和衛生組合行政不服審査会条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 小平・村山・大和衛生組合非常勤

の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例

○議長【関田貢】 日程第9、議案第12号「小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第12号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月22日付で公布され、平成28年4月1日から施行されたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するほか、地方公務員災害補償法による休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率も0.86から0.88に改正するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとし、本年4月1日から適用を予定いたしております。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

日程第9、議案第12号「小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第13号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長【関田貢】 日程第10、議案第13号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第13号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正を受けまして、所要の改正を行うものです。

改正の内容でございますが、「職員の給与に関する条例」、「職員の旅費に関

する条例」及び「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」につきまして、これらの条例で引用している法律の規定の項番号が繰り上げられることから、これに対応する改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとし、本年4月1日からの適用を予定いたしております。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

日程第10、議案第13号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会4月臨時議会を閉会いたします。

午前 10 時 28 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 幸 田 昌 之

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾 崎 利 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 比留間 朝 幸